

○中村学園大学大学院リサーチ・アシスタントに関する規程

平成24年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、中村学園大学(以下「本学」という。)の大学院学生をリサーチ・アシスタント(以下「RA」という。)として採用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この制度は、本学における学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実・強化並びに若手研究者の養成・確保を促進するため、本学が行う研究プロジェクト等に、優秀な大学院博士後期課程在籍者を研究補助者として参画させ、研究活動の効果的な推進を図るとともに、研究補助業務を通じて若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

(資格)

第3条 RAになることのできる者は、将来、研究者となる意欲と優れた能力を有する本学大学院の博士後期課程に在籍する学生とする。

(身分及び所属)

第4条 RAはパートタイマーとし、当該学生が在籍する研究科に所属するものとする。

(業務)

第5条 RAは、本学における研究プロジェクト等を効果的に推進するため、当該研究活動に必要な補助業務に従事する。

(勤務時間)

第6条 RAの勤務時間は、原則として1週間当たり20時間を上限とし、通算年120時間以上を標準とする。

2 前項の勤務時間は、当該学生の通常の研究指導、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

3 ティーチング・アシスタントである者をRAとして雇用する場合には、ティーチング・アシスタントの教育補助業務等に支障が生じないように配慮するとともに、勤務形態の明確化、勤務時間の適正管理に特に留意しなければならない。

(手当)

第7条 RAの手当については、別に定める。

(申請及び選考)

第8条 RAによる研究補助を必要とする研究チームの代表者は、研究補助業務の内容等を明示して、当該研究補助業務と密接な関係にある研究分野を有する研究科の長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請を受けた研究科の長は、その申請に係る研究補助業務の内容が当該研究科の教育上適当であるか否かを審査し、審査の結果を研究チームの代表者に通知するものとする。

3 前項の審査の結果、適当であると認められた場合は、研究チームの代表者は、当該研究科の長及び研究指導教員と協議の上、RAを選考する。

4 前項の規定による選考は、次の各号の一に該当し、研究補助業務の遂行能力があると認められる者について行う。

- (1) 業務内容と密接な関連のある授業科目を優秀な成績で修めた者
- (2) 研究科における研究状況が良好であり、所定の年限で修了が見込める者
- (3) その他研究科の長が優秀と認めた者

(制度の適正な運用等)

第9条 研究チームの代表者は、RAに対し次に掲げる措置を講じるなど、RA制度の趣旨に則り、適正な運用に努めなければならない。

- (1) 研究補助業務に関する事前の適切なオリエンテーションの実施
- (2) 継続的かつ適切な指導・助言

(所管課)

第10条 RAに関する事務は、教務部が担当する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、RAに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。